

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局（出納局を含む。）		知事部局（出納局を含む。）
	部長 理事 事務局長 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 事務局次長 政策総括監 <u>歯科医療総括監</u> 副局長 出納局長 課長 センター長 推進監 副課長 副センター長 マネージャー 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）		部長 理事 事務局長 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 <u>次長</u> 政策総括監 副局長 出納局長 課長 <u>センター長</u> <u>室長（行政経営室）</u> 推進監 副課長 副センター長 マネージャー <u>副室長（行政経営室）</u> 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）
	略		略

改正前			改正後		
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長		人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勸告担当の主査、副主査及び主事
	略			略	
現地機関	消防学校	校長	現地機関	首都圏事務所	所長
	首都圏事務所	所長 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長 副所長		消防学校	校長
	自治修習所	所長 副所長		自治修習所	所長
	略			略	
	博物館	館長 副館長		博物館	館長 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長 副館長		九州陶磁文化館	館長 統括副館長
	名護屋城博物館	館長 副館長		名護屋城博物館	館長 統括副館長
	佐賀城本丸歴史館	副館長		佐賀城本丸歴史館	館長 統括副館長
	略			略	
	環境センター	所長 副所長 総務課長		環境センター	所長
	略			略	
	総合福祉センター	所長 副所長 総務課長		総合福祉センター	所長 副所長
	略			略	
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長		地域生活リハビリセンター	所長
	衛生薬業センター	所長 副所長		衛生薬業センター	所長 副所長 ウイルス課長
	略			略	

改正前			改正後		
総合看護学院		学院長 副学院長	総合看護学院		学院長 副学院長 事務長（学院長が非常勤である場合で、副学院長を総括補佐する場合に限る。）
略			略		
有田窯業大学校		副校長	有田窯業大学校		校長 副校長（校長が非常勤である場合に限る。）
窯業技術センター		所長 副所長	窯業技術センター		所長 副所長 企画総務課長
略			略		
農林事務所		所長 センター長 副所長 総務課長	農林事務所		所長 センター長 副所長
農業技術防除センター		所長 副所長	農業技術防除センター		所長 副所長 専門技術部長
略			略		
農業試験研究センター	本場	所長 副所長 総務課長	農業試験研究センター	本場	所長 副所長
	略			略	
略			略		
畜産試験場		場長 副場長 総務課長	畜産試験場		場長 副場長
家畜保健衛生所		所長 副所長	家畜保健衛生所		所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
水産振興センター		所長	水産振興センター		所長 副所長
略			略		
土木事務所		所長 副所長 総務課長	土木事務所		所長 副所長

改正前		改正後	
	ダム管理事務所 所長 副所長		ダム管理事務所 所長
	略		略
	教育センター 所長 副所長 総務課長		教育センター 所長 副所長
	略		略
備考 1・2 略		備考 1・2 略 3 <u>現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「企画総務課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、企画総務課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</u>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。